

# 普通保険約款 および 特約条項





この賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

## 概要

### 第1条（当会社の支払責任－対人賠償）

- (1) 当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

**第1条**  
対人賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

**自賠責保険等**から支払われる金額を超えた場合のみ保険金をお支払いたします。

### 第2条（当会社の支払責任－対物賠償）

当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。

**第2条**  
対物賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

### 第3条（被保険者－対人・対物賠償共通）

- (1) この賠償責任条項において、被保険者とは次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

**第3条**  
対人賠償保険・対物賠償保険の補償の対象となる方にについて記載しています。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車を使用または管理中の次のア. からウ.までのいずれかに該当する者
- ア. 記名被保険者の配偶者
- イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、次のア. からク.までのいずれかの業を営む者（注1）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。
- ア. 自動車修理業
- イ. 駐車場業
- ウ. 給油業
- エ. 洗車業
- オ. 自動車販売業
- カ. 陸送業
- キ. 運転代行業
- ク. 上記ア. からキ. まで以外の、自動車を取り扱う業
- ④ 記名被保険者の使用者（注2）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注2）の業務に使用している場合にかぎります。
- (2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第13条（支払保険金の計算－対人賠償）(1)および第14条（支払保険金の計算－対物賠償）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第13条(2)の②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

(注1)次のア. からク. までのいずれかの業を営む者

これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。

(注2)使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

#### 第4条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第5条（当会社による解決－対人賠償）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責

て自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

記名被保険者がご契約の自動車を業務に使用中の場合は、その使用者（雇用主等）についても、被保険者となります。

この賠償責任条項に定める内容は被保険者ごとに個別に適用します。

**第4条**  
対人事故・対物事故で補償の対象となる方が損害賠償の請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

**第5条**  
対人事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

- 任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- ① 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合
  - ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
  - (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
  - (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
    - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
    - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
    - ③ 契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
    - ④ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

**例外ケース**  
(当社が示談交渉を行わないケース)について記載しています。

## 第6条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ (3)に定める損害賠償額が保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
  - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいず

**第6条**  
**対人事故において、被害者が当社に直接損害賠償額を請求できること(「直接請求権」)について記載しています。**

(※本条は被害者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。)

れかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産また

は生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人  
がないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式  
により算出された額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担  
する法律上の損害賠償責任の額

- ② 自賠責保険等によって支払われる金額

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対  
して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者  
の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、  
損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を  
支払います。

(5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に  
対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金  
額の限度において当会社が被保険者に、その被保  
険者の被る損害に対して、保険金を支払ったもの  
とみなします。

●被害者からの直接請求と被保険者の保険金請求が競合した場合は、被害者への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

## 第7条（当会社による解決一対物賠償）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。

① 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基  
づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、  
その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する  
法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝する  
ことに同意しない場合

③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する  
協力を拒んだ場合

●対物事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のため示談交渉を行おう旨を記載しています。

●例外ケース  
(当社が示談交渉を行わないケース)について記載しています。

## 第8条(損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償)

(1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の  
損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権  
者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う  
限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠  
償額の支払を請求することができます。

●対物事故において、被害者が当社に直接損害賠償額を請求できること(「直接請求権」)について記載しています。

(※本条は被害者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。)

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合
  - ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
  - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

– ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の

**※**被害者からの直接請求と被保険者の保険金請求が競合した場合は、被害者への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

**※**例外ケース(対物賠償保険において、直接請求権を行使できないケース)について記載しています。

総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額を超えると認められる時（注）以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

- (1) (2)の④に規定する事実があった場合
- (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- (3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）保険金額を超えると認められる時

保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

## 第9条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）

- (1) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）の故意
  - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎります。
  - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
  - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑤ 台風、洪水または高潮
  - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）暴動

**第9条  
対人賠償保険・対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。**

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注2)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

### 第10条(保険金を支払わない場合ーその2 対人賠償)

**第10条**  
対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者」とは、被保険者と雇用主と同じとする同僚などを指します。

ご契約の自動車の所有者が「個人」の場合は、(1)の⑤の規定にかかわらず、同僚などに対して対人賠償保険の保険金をお支払いします。

- (1) 当会社は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 記名被保険者
  - ② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
  - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
  - ④ 被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用者
  - ⑤ 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者。ただし、被保険者が契約自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。
- (2) 当会社は、契約自動車の所有者が個人である場合には、(1)の⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務に契約自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
  - ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

### 第11条(保険金を支払わない場合ーその3 対物賠償)

**第11条**  
対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

当会社は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

### 第12条(費用ー対人・対物賠償共通)

**第12条**  
ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

区分	費用の内容
① 損害防止軽減費用	一般条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第14条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片付け費用	偶然な事故によって契約自動車に積載していた動産(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片付け費用
⑤ 示談交渉費用	対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第5条（当会社による解決－対人賠償）(2)または第7条（当会社による解決－対物賠償）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要

対人事故において、見舞金など被保険者が臨時に必要とされる費用についても損害の

## 概要

一部として保険金をお支払いします。

とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡したとき。
- ② 対人事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院したとき。

## (注1)費用

収入の喪失を含みません。

## (注2)契約自動車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

## 第13条（支払保険金の計算－対人賠償）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 前条(1)の①から③までの費用

- ③ 自賠責保険等によって支払われる金額

**第13条**  
対人賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①から③までの額の合計額を支払います。

- ① 前条(1)の⑤および⑥の費用
- ② 前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次のア．またはイ．の額とします。
  - ア．前条(2)の①に該当するときは、15万円
  - イ．前条(2)の②に該当するときは、3万円
- ③ 第5条（当会社による解決－対人賠償）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

※①から③に掲げる費用などは、対人賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

## 第14条（支払保険金の計算－対物賠償）

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 第12条（費用－対人・対物賠償共通）(1)の①から④までの費用

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

**第14条**  
対物賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

- ① 第12条（費用－対人・対物賠償共通）(1)の⑤および⑥の費用

※①および②に掲げる費用などは、対物賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

- ② 第7条（当会社による解決－対物賠償）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

## 第15条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

(1) 第4条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）、第5条（当会社による解決－対人賠償）(1)または第7条（当会社による解決－対物賠償）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の①または②に定める金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）

② 対物事故については、1回の事故につき、保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から④までの規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)のただし書

② 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)のただし書および同条(7)のただし書

③ 第13条（支払保険金の計算－対人賠償）(1)のただし書

④ 前条(1)のただし書

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 一般条項第20条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

**第15条**  
補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

この人身傷害補償条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
身体に傷害を被ること	事故の直接の結果として、次の①から③までのいずれかに該当することをいいます。 ① 傷害 生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合で、平常の生活または平常の業務に従事することができない状態であること。 ② 後遺障害 身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であること。 ③ 死亡 死亡したこと。
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。なお、契約自動車以外の自動車には原動機付自転車を含みます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①または②に該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。） ② 被保険者の父母、配偶者または子
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分によるものとします。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

## 第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、日本国内において、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注1）に対して、この人身傷害補償条項および一般条項に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車の運行に起因する事故

② 他の自動車の運行に起因する事故。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次のア、からオ、までの条件をすべて満たしているときにかぎります。

ア、他の自動車の用途および車種が、二輪自動車および原動機付自転車以外の用途および車種であること。

イ、他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注2）以外の自動車であること。

ウ、他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。

エ、被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する他の自動車（注3）に搭乗中でないこと。

オ、被保険者が、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱う業を営んでおり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。

③ 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車に搭乗中である場合にかぎります。

④ 他の自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または他の自動車の落下。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中であり、かつ、②のア、からオ、までの条件をすべて満たしている場合にかぎります。

(2) (1)の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者の訴えを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない症状による損害を含みません。

(注1)被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害

第6条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。

(注2)所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸

**第1条**  
人身傷害補償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

ア、からオ、については、ご契約の自動車以外で、補償の対象となる自動車（「他の自動車」）の条件を記載しています。

借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注3)所有する他の自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

## 第2条（被保険者）

**第2条**  
人身傷害補償保険の補償の対象となる方について記載しています。

(1) この人身傷害補償条項において被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者

(2) (1)に定める者のほか、次の①または②のいずれかに該当する者をこの人身傷害補償条項の被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

- ① 契約自動車の保有者（注2）
- ② 契約自動車の運転者（注3）

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次の①から⑧までのいずれかの業を営む者（注4）が契約自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

- ① 自動車修理業
- ② 駐車場業
- ③ 給油業
- ④ 洗車業
- ⑤ 自動車販売業
- ⑥ 陸送業
- ⑦ 運転代行業
- ⑧ ①から⑦まで以外の、自動車を取り扱う業

自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

(4) (1)および(2)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で契約自動車または他の自動車に搭乗している者は被保険者に含みません。

(注1)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2)保有者

自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(注3)運転者

自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(注4)次の①から⑧までのいずれかの業を営む者これらの者の使用人、およびこれらの者

極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗されている方は補償の対象外となります。

が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### 第3条（個別適用）

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### （注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### （注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

### 第3条

この人身傷害補償条項に定める内容は、補償の対象となる方ごとに個別に適用します。

### 第4条

人身傷害補償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

### 第5条（保険金を支払わない場合－その2）

（1）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または極めて重大な過失（注1）によって生じた損害
- ② 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかの状態で契約自動車または他の自動車を運転している場合に生じた損害
  - ア、法令に定められた運転資格を持たない状態
  - イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帶びた状態
  - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態
- ③ 被保険者が、契約自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

### 第5条

人身傷害補償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失（注1）によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注2）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が他の自動車に競技、曲技（注3）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注4）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、第2条（被保険者）(1)の④に掲げる者が、自ら所有する他の自動車（注5）または主として使用する他の自動車を、自ら運転者として運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## (注1)極めて重大な過失

事故の直接の原因となりうる過失であつて、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）を伴うものをいいます。

## (注2)創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

## (注3)競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

## (注4)競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

## (注5)自ら所有する他の自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

**第6条（損害額の決定）**

当会社が保険金を支払うべき損害額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準（以下「算定基準」といいます。）に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。

## (注)自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

**第6条  
損害額の決定方法について記載しています。**

## 第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区分	費用の内容
① 損害防止軽減費用	一般条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第14条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注)費用

収入の喪失を含みません。

## 第8条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険金額（注1）を限度とします。ただし、別表Iに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額（注1）が無制限以外のときは、保険金額（注1）の2倍の金額を限度とします。

① 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額

+ ② 前条①および②の費用の合計額

(2) 次の①から⑥までのいずれかに該当するもの（以下この(2)において、「回収金等」といいます。）がある場合において、回収金等の合計額が保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額（注2）の算定にあたっては、その基準により算出された額を損害額とします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は損害額に含みません。

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しましたは支払われた金額

② 対人賠償保険等（注3）によって賠償義務者が第1条（当会社の支払責任）(1)の損害について

## 第7条

ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

## 第8条

人身傷害補償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

自賠責保険などの回収金がある場合の保険金のお支払い方法について記載しています。

- て損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定した場合は支払われた保険金または共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
  - ④ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注4）
  - ⑤ 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
  - ⑥ ①から⑤までのほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注5）

## (注1) 保険金額

保険証券記載の保険金額をいいます。

## (注2) 自己負担額

損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

## (注3) 対人賠償保険等

人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

## (注4) 給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

## (注5) 取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

## 第9条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（当会社の支払責任）の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
  - ① 被保険者が第1条の損害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病的影響
  - ② 被保険者が第1条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病的影響
- (2) 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために第1条（当会社の支払責任）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

**第9条**  
補償の対象となる方が損害を被った時点で既に存在していた身体の障害または疾病的影響により損害が重大となった場合の損害額の決定方法などについて記載しています。

❶被保険者が治療を怠つたために損害が重大となった場合の損害額の決定方法について記載しています。

この車両条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 概要

### 第1条 (当会社の支払責任)

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険者（契約自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）に保険金を支払います。

① 契約自動車の盗難

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

(2) (1)の契約自動車には、次の①から③までに規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

① 契約自動車に定着（注1）されている物

② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注2）、ETC車載器（注3）その他これらに準ずる物

③ ①および②以外の物で、契約自動車に装備（注4）されている物

(3) (2)の付属品には、次の①から③までのいずれかに該当する物を含みません。

① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

② 法令により、自動車に定着（注1）、固定または装備（注4）することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

（注1）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注2）カーナビゲーションシステム

自動車用電子式航法装置をいいます。

**第1条  
車両保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。**

付属品として車両保険の補償の対象になるものを記載しています。

付属品の対象にならないものを記載しています。

(注3)ETC車載器

有料道路自動料金収受システムにおいて  
使用する車載器をいいます。

(注4)装備

自動車の機能を十分に発揮させるために  
備品として備えつけられている状態または  
法令に従い契約自動車に備えつけられてい  
る状態をいいます。

## 第2条（協定保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時における契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を契約自動車の価額として協定し、その価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険金額として定めるものとします。
- (2) (1)の「市場販売価格相当額」とは当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。

## 第2条

車両保険の保険金額となる「協定保険価額」の設定方  
法について記載します。

## 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア、からオ、までのいずれかに該当する者の故意
  - ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  - イ、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  - ウ、上記ア、およびイ、に定める者の法定代理人
  - エ、上記ア、およびイ、に定める者の業務に従事中の使用者
  - オ、上記ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故ま

## 第3条

車両保険の保険金をお支払いできな  
い場合について記載しています。

たはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- (注1)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注2)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害(注)
- ③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部品または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち第1条(当会社の支払責任)(2)の③に定める物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害

- (注)故障損害

偶然な外來の事故に直接起因しない契約自動車の電気的損害または機械的損害をいいます。

第4条  
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

#### 第5条(保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主(これらの者が法

第5条  
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- 人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

## 第6条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

区分	損害の額			
① 契約自動車の損傷を修理することができない場合	協定保険価額			
② 上記①以外の場合	<p>次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、次条に定める修理費は協定保険価額を限度とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ア. 次条に定める修理費</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	ア. 次条に定める修理費	-	イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
ア. 次条に定める修理費	-	イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額		

第6条  
損害額の決定方法について記載しています。

ご契約の自動車が修理可能な場合の損害額の計算方法について記載しています。

## 第7条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第7条  
車両保険における修理費の定義を記載しています。

## 第8条（費用）

次条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）をいいます。

区分	費用の内容
① 損害防止軽減費用	一般条項第14条（事故発生時の義務）①に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第14条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第8条  
ご契約者または被保険者が支出した費用のうち、保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

③ 応急処置費用	契約自動車が走行不能（注2）となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用
④ 運搬費用	契約自動車が走行不能（注2）となった地から、次のア、またはイ、のいずれかの場所まで契約自動車をレッカー車等で運搬するために要する費用 ア、損害発生の地、保険証券記載の被保険者の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）または契約自動車の所有者の居住地のもよりの修理工場 イ、上記ア、以外の場所で、当会社の指定する場所
⑤ 引取費用	契約自動車が走行不能（注2）となった場合で、③または④の費用のほか、契約自動車を引き取るために要する費用
⑥ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

## (注1)費用

収入の喪失は含みません。

## (注2)走行不能

自力で走行できない状態、盜難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

## 第9条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

第9条  
車両保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

区分	保険金の額
① 全損の場合	協定保険価額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額 第6条（損害額の決定）②の額 - 保険証券記載の免責金額

- (2) (1)の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当会社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。ただし、前条③から⑤までの費用については、当会社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、前条③から⑤までの費用を合計して、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

## 概要

第8条に定める費用などは、ご契約の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

第三者者からの回収金がある場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

- (3) 当会社は、(2)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。
- (4) 第6条（損害額の決定）の損害の額および前条の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下この(4)において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は(1)から(3)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) この車両条項において、全損とは契約自動車の損傷を修理することができない場合、または第7条（修理費）の修理費が、協定保険価額以上となる場合をいいます。
- (6) (1)の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。

（注）自己負担額

損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)から(3)までに定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

## 第10条（協定保険価額の変更）

**第10条**  
**保険契約締結後に、改造・付属品の装着などの理由により、ご契約の自動車の価額が変動した場合の、協定保険価額変更の取扱いについて記載しています。**

- (1) 保険契約締結の後、契約自動車の改造または付属品の装着もしくは取りはずしによって契約自動車の価額が著しく増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。この場合、当会社と保険契約者または被保険者は、保険証券記載の協定保険価額に上記の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から上記の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額を変更するものとします。
- (2) 一般条項第6条（契約自動車の入替）(1)の①または②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、同条(1)の①または②に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を第2条（協定保険価額）の規定により定め、協定保険価額を変更するものとします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (4) 当会社は、(3)の追加保険料を、一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）(1)の③の追加保険料とみなします。

## 第11条（協定保険価額が適正でない場合）

**第11条**  
**協定保険価額の設定にあたり、ご契約者、補償の対象となる方などが、当社の照会事項に對して、知っている事実を告知しなかった場合や、虚偽の告知をした場合の取扱いについて記載しています。**

- (1) 契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって当会社が契約自動車の価額を評価するために照会した事項について、知っている事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条（協定保険価

額）または前条の規定に従って定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) (1)の規定は次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (1)の告げなかつた「事実」または告げた「事実と異なること」がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(1)の告げなかつた「事実」もしくは告げた「事実と異なること」を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合
  - ③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、契約自動車の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が保険契約締結の後、(1)の告げなかつた「事実」または告げた「事実と異なること」を知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- (3) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

## 第12条（臨時費用保険金）

- (1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、当会社は、保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第9条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

## 第12条

事故によって、ご契約の自動車が第9条(5)に定める「全損」となった場合に臨時費用保険金をお支払いする旨を記載しています。

※1臨時費用保険金は、車両保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

## 第13条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の損害の全部または一部に対し、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

## 第14条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、当会社は、契約自動車について被保険者が持っているすべての権利を取得します。
- (2) 契約自動車の一部が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、保険金の損害額に対する割合によって

## 第14条

車両保険金をお支払いした場合の、ご契約の自動車の所有権の取扱いについて記載しています。

被保険者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。

- (3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

### 第15条（盗難自動車の返還）

当会社が第1条（当会社の支払責任）(1)の①に定める契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条  
ご契約の自動車が  
盗難に遭われた場  
合で、保険金をお  
支払いした後に発  
見されたときの取  
扱いについて記載  
しています。

この一般条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、特段の定めのないかぎり、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害補償条項に定める賠償義務者をいいます。
被保険者	賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項における被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金請求権者	人身傷害補償条項に定める保険金請求権者をいいます。
無効	契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分によるものとします。

## 概要

### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) 当会社は、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金（賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項の保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- (3) 保険契約者は、この保険契約に適用される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料

### 第1条

当社の保険責任が開始する日時と終了する日時について記載しています。

保険期間の初日以降であっても、保険申込書が未提出の場合は、当社の保険責任は生じません。

ご契約者の保険料の払込方法に

については所定の特約に規定しています。

を当会社に払い込まなければなりません。

(注)初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は初日のその時刻とします。

## 第2条 (保険責任のおよぶ地域)

当会社は、契約自動車が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注)日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

## 第3条 (告知義務)

- (1) 保険契約者、記名被保険者（車両保険契約においては、被保険者とします。以下この条において、同様とします。）またはこれらの者の代理人は、当会社に対して、保険契約の締結にあたり、保険申込書の記載事項について知っている事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって保険申込書の記載事項について知っている事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (2)の告げなかつた「事実」または告げた「事実と異なること」がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の告げなかつた事実もしくは事実と異なることを告げたことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合
  - ③ 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるとときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が保険契約締結の後、(2)の告げなかつた事実または事実と異なることを告げたことを知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
  - ⑤ (2)の告げなかつた「事実」または告げた「事実と異なること」が、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合。ただし、その告げなかつた「事実」または告げた「事実と異なること」が他の保険契約等に関する事項であった場合を除きます。
- (4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害の発

1-4

第4章

一般条項

## 第2条

当社の保険責任が日本国内（日本国外における船舶内を含みます。）での事故を対象とする旨を記載しています。

## 第3条

ご契約時に保険申込書記載内容について正確に申告いただく義務（告知義務）があることと、告知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

上記(2)の例外となる場合について記載しています。

生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第4条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①から⑧までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由によるときは発生を知った後遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に通知および承認の請求を行う必要はありません。

- ① 契約自動車の用途、車種または登録番号（注1）を変更すること。
- ② 契約自動車の使用目的（注2）を変更すること。
- ③ 契約自動車を競技、曲技（注3）もしくは試験のために使用すること、または、契約自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。
- ④ 契約自動車に危険物（注5）を積載すること、または契約自動車が、危険物（注5）を積載した被けん引自動車をけん引すること。
- ⑤ 契約自動車を主に使用する者を変更すること。
- ⑥ この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生ずべき事実が発生すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、保険証券または保険申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生すること。
- ⑧ 他の保険契約等を締結すること。

(2) 当会社は、(1)の事実が生じた時（注6）からその事実がなくなる時まで（(1)の書面を受領した後を除きます。）の間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の①、⑥および⑦については、危険の増加が生じない場合は、この規定は適用しません。

(3) 保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) 保険契約者が(3)の通知を怠った場合は、当会社の知った最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(注1)登録番号

車両番号を含みます。

(注2)使用目的

業務使用または通勤・通学使用等をいいます。

(注3)競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みま

#### 第4条

ご契約締結後に①から⑧の事実が発生した場合にその事実を通知する義務（通知義務）があることと、通知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

通知義務が履行されなかった場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約者の住所変更も通知義務の対象となります。

す。

- (注4) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用  
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注5) 危険物

「道路運送車両の保安基準」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注6) 事実が生じた時

事実の発生が保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由による場合は、その発生を知った時とします。

## 第5条 (契約自動車の譲渡)

- (1) 契約自動車が譲渡（注1）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注2）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を契約自動車の譲受人（注2）に譲渡（注1）する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注2）に移転します。
- (2) 当会社は、契約自動車が譲渡（注1）された後、(1)のただし書の書面を受領するまでの間に契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。

(注2) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

## 第5条

ご契約の自動車を他の人に譲渡された場合でも、保険契約上の権利・義務は原則として移転しない旨を記載しています。

ご契約の自動車を譲渡した後に、ご契約の自動車に生じた事故については、保険金のお支払い対象となりません。

## 第6条 (契約自動車の入替)

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車および所有自動車について、この保険契約を適用します。
- ① 次のア、からエ、までのいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途および車種（注1）の自動車を新たに取得（注2）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（この条において、「自動車の新規取得」といい、その自動車を「新規取得自動車」といいます。）

## 第6条

ご契約の自動車を、新しく取得した自動車または既に所有されている他の自動車に変更できる条件と、手続きについて記載しています。

- ア. 契約自動車の所有者
  - イ. 記名被保険者
  - ウ. 記名被保険者の配偶者
  - エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合(以下この条において、「契約自動車の廃車等」といいます。)。ただし、①のア. からエ. までのいずれかに該当する者が所有(注3)する自動車(契約自動車および新規取得自動車を除き、契約自動車と同一の用途および車種(注1)の自動車とします。この条において、「所有自動車」といいます。)がある場合にかぎります。
- (2) (1)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - ② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- (3) 当会社は、自動車の新規取得または契約自動車の廃車等のあった後、(1)の書面を受領するまでの間に新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1)同一の用途および車種

別表IIに掲げる用途および車種をいいます。

(注2)取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(注3)所有

所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

上記(1)の所有者の定義を記載しています。

ご契約の自動車の変更手続きがなされていない場合は、保険金をお支払いできません。

## 第7条 (管理義務)

保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または契約自動車の運行を管理する者は、契約自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはなりません。

第7条  
ご契約者または補償の対象となる方には、ご契約の自動車について車検を受けるなどの管理義務があることを記載しています。

## 第8条 (調査)

当会社は、契約自動車に関し、必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明または証明を求めることができます。

第8条  
当社が、ご契約の自動車に関して保険契約上必要な調査を行うことができる旨を記載しています。

## 第9条 (保険契約の無効)

保険契約締結の際、次の①から③までのいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約に関し保険契約者、記名被保険者(車両保険契約においては、被保険者とします。以下この条において、同様とします。)またはこ

第9条  
ご契約が無効になる場合について記載しています。

- れらの者の代理人に詐欺の行為があったこと。
- ② 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害もしくは傷害またはこれらの原因が既に生じていることを知っていたこと。
- ③ 保険契約者と記名被保険者が異なる保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険申込書に記載しなかったこと。

## 第10条（解除）

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 第4条（通知義務）(1)の事実が発生した場合（この事実がなくなった場合を除きます。）、または同条(1)、第5条（契約自動車の譲渡）(1)もしくは第6条（契約自動車の入替）(1)の規定により承認の請求があった場合。ただし、第4条(1)の①、同条(1)の⑥および同条(1)の⑦については、危険の増加が生じた場合にかぎります。
- ② 正当な理由がなくて第7条（管理義務）の規定に違反した場合
- ③ 正当な理由がなくて第8条（調査）に規定する当会社の求めに応じない場合
- ④ 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者、またはこれらの者の法定代理人に詐欺または第16条（事故発生時の義務違反）③もしくは⑧に該当する行為があつた場合
- ⑤ 保険契約者が、次条(1)の追加保険料の支払を怠った場合
- (2) (1)のほか、当会社は、この保険契約を解除する相当な理由があると認めた場合は、対物賠償保険契約、人身傷害補償保険契約または車両保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、解除する日の前日から遡って10日前までに書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあてて通知するものとします。
- (3) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (1)から(3)までの解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (1)の①に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

## 第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑤までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

**第10条**  
当社およびご契約者がこの保険契約を解除することができる旨と、その手続・効果について記載しています。

（※告知義務違反に基づく契約解除については第3条を参照ください。）

ご契約者からのお申出による解除（解約）について記載しています。

**第11条**  
当社が保険料を返還する場合、追加保険料を請求できる場合について記載しています。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 保険契約締結の後、第3条(2)の告げなかった事実または事実と異なることを告げたことを当会社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険証券記載の保険契約者の住所にあてて通知したとき。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	
③ 第4条（通知義務）(1)、第5条（契約自動車の譲渡）(1)もしくは第6条（契約自動車の入替）(1)または車両条項第10条（協定保険価額の変更）もしくは同条項第11条（協定保険価額が適正でない場合）(2)の③の承認をする場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額 (注)} \times 1 - \frac{\text{既経過期間に対応する別表IIIに掲げる短期料率}}{\text{既経過期間に対応する別表IIIに掲げる短期料率}}$
④ 第4条(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事が発生したことを当会社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険証券記載の保険契約者の住所にあてて通知したとき。ただし、前条(1)の①または車両条項第11条(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	ウ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額 (注)} \times \frac{\text{未経過期間に対応する別表IIIに掲げる短期料率}}{\text{既経過期間に対応する別表IIIに掲げる短期料率}}$

ご契約者が契約条件の変更を申出された場合についても、当社は所定の保険料を返還または追加保険料を請求できます。

1-4

⑤ ①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認するとき

(2) (1)の③から⑤までの場合で、当会社が別に定める条件を満たすときの返還または請求の計算は、別表Ⅲに定める短期料率によらず日割または当会社の定める方法によります。

(注)保険料の差額

保険期間が1年を超える場合は、保険年度(初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。)ごとの保険料の差額とします。

## 第12条（保険料の返還または請求－無効の場合）

- (1) 保険契約の無効が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による場合は、保険料を返還しません。この場合において、領収した保険料の額がこの保険契約に定められた保険料の総額に満たないときは、当会社は、その差額を請求できます。
- (2) 保険契約の無効が保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらない場合は、保険料の全額を返還します。

**第12条**  
ご契約が無効となった場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

## 第13条（解除の場合の保険料の取扱い）

- (1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約の規定に従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約を解除した場合で、この保険契約に適用される特約の規定により当会社が保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第10条（解除）(3)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

**第13条**  
ご契約が解除となった場合の保険料の取扱いについて記載しています。

## 第14条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、

**第14条**  
事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項について記載しています。

事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑨までの義務を履行しなければなりません。

区分	義務の内容
① 損害防止軽減義務	損害の防止および軽減につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の防止および軽減につとめさせること。
② 事故発生通知義務	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容通知義務	次のア、からウ、までの事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難届出義務	契約自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 修理着工前確認義務	契約自動車を修理する場合には、必要な応急の仮手当をするときを除き、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。
⑥ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 賠償責任承認前確認義務	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 訴訟通知義務	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑨ 書類提出等義務	<p>③のほか、次のア、およびイ、に定めること。</p> <p>ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>イ、当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合には、これに応じ、必要な証明を求めた場合には、これに協力すること。</p>
-----------	---

## 第15条（事故発生時の義務－対人事故通知および人身傷害事故の特則）

**第15条**  
**対人賠償保険および人身傷害補償保険の対象となる事故が発生した場合に、ご契約者または被保険者の対象となる方にご対応いただく事項を記載しています。**

- (1) 対人事故（注1）の場合において、当会社が保険契約者または被保険者から前条③の規定に定める通知を受けることなく、事故の発生の日の翌日から起算して60日を経過したときは、当会社は、その事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなくて事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、上記の期間内に通知できなかった場合は、この規定は適用しません。
- (2) 人身傷害事故（注2）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が人身傷害補償条項第1条（当会社の支払責任）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①から⑤までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
  - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
  - ② 対人賠償保険等（注3）の有無およびその内容
  - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
  - ④ 保険金請求権者が同条項第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等（注3）の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
  - ⑤ 人身傷害事故（注2）の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (3) (2)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 被保険者は、人身傷害事故（注2）の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。

- (5) 保険契約者または保険金請求権者は人身傷害事故（注2）の場合において、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (6) 当会社は、賠償義務者または人身傷害補償条項第1条（当会社の支払責任）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

(注1) 対人事故

賠償責任条項第1条（当会社の支払責任－対人賠償）(1)に規定する対人事故をいいます。

(注2) 人身傷害事故

人身傷害補償条項第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する人身傷害事故をいいます。

(注3) 対人賠償保険等

人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

## 第16条（事故発生時の義務違反）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第14条（事故発生時の義務）または前条(2)、(3)もしくは(5)の規定に違反した場合の取扱いは、下表のとおりとします。

区分	違反時の取扱い
① 第14条①の損害防止軽減義務違反	防止または軽減することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 第14条②の事故発生通知義務違反	保険金を支払いません。
③ 第14条③の事故内容通知義務または④の盗難届出義務に係る次のア、からエまでのいずれかの行為 ア、書類への故意による事実と異なることの記載 イ、書類または証拠の偽造または変造 ウ、虚偽の説明 エ、上記ア、からウ、まで以外の違反	

**第16条**  
ご契約者または補償の対象となる方が、事故発生時の義務（第14条および第15条参照）を履行されなかった場合の取扱いを記載しています。

④ 第14条⑤の修理着工前確認義務違反	保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、当会社に対して事故によって生じた損傷の程度および範囲を示す資料を提出し、妥当な修理費であることを立証した場合には、この規定は適用しません。
⑤ 第14条⑥の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 第14条⑦の賠償責任承認前義務違反	損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 第14条⑧の訴訟通知義務違反	保険金を支払いません。
⑧ 第14条⑨の書類提出等義務または前条(2)もしくは(3)に係る次のア. からエ. までのいずれかの行為ア. 書類への故意による事実と異なることの記載イ. 書類または証拠の偽造または変造ウ. 虚偽の説明エ. 上記ア. からウ. まで以外の違反	
⑨ 前条(5)の事前確認義務違反	保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

### 第17条（当会社の指定する医師による診断）

- (1) 当会社は、人身傷害に関して、第14条（事故発生時の義務）②または③の通知を受けた場合で、当会社が必要と認めるときは、被保険者に対し当会社の指定する医師の診断書（注1）の提出を求めることができます。
  - (2) (1)の診断のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
  - (3) (1)の当会社の求めに対し、正当な理由がなくてこれに応じなかつた場合には、当会社は、保険金を支払いません。
- (注1)診断書  
死体検案書を含みます。

**第17条**  
当社が人身傷害事故の通知を受けた場合において、当社が指定する医師の診断書の提出を求める旨を記載しています。

(注2)診断のために要した費用  
収入の喪失を含みません。

## 第18条（重複契約の取扱い）

(1) 賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項に関しては、他の保険契約等がある場合において、次の②の額が損害額を超えるときは、当会社は、それぞれの支払責任ごとに区分して、それぞれ各別に次の算式により支払保険金の額を決定します。

**損害額**

- |  |
|--|
| <p>① <u>他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額</u></p>                                  |
| <p>② <u>それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額</u></p> |

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときには、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）(2)の臨時費用および車両条項第12条（臨時費用保険金）(1)の臨時費用に関しては、他の保険契約等がある場合は、当会社は、それぞれの支払責任ごとに区分して、それぞれ各別に次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、臨時費用に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、次の②の額が他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときには、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

**×**

① それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

② 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

③ それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

### 第18条

この保険契約の他に、保険金の支払要件を同じくする他の保険契約や共済契約が締結されていた場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

この保険契約以外の他の保険契約などによって、優先的に保険金が支払われる場合は、当社は超過額についてのみ保険金をお支払いします。

免責金額が設定されている場合の取扱いについて記載しています。

対人賠償保険における臨時費用のお支払い方法について記載しています。

## 概要

被保険者、保険金請求権者の請求に基づき、この保険契約の保険金を優先的に支払うことができます。

人身傷害補償保険において、他の自動車に搭乗中の事故であって、他の自動車に適用されている保険契約がある場合はこれを優先し、当社は超過額についてのみ保険金をお支払いします。

(6)の場合も、保険金請求権者の請求に基づき、この保険契約の保険金を優先的に支払うことができます。

**第19条**  
当社がお支払いする保険金の額について争いが生じた場合の、評価人・裁定人の選定やこれにかかる費用の負担割合について記載しています。

- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、被保険者または保険金請求権者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、(1)の①の額または(4)の②の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。
- (6) (1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、人身傷害補償条項に関しては、同条項第2条（被保険者）の被保険者が搭乗中の同条項第1条（当会社の支払責任）(1)の②に規定する他の自動車について適用される他の保険契約等（以下「他の自動車の保険契約等」といいます。）がある場合は、損害額が他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときには、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (7) (6)の規定にかかわらず、保険金請求権者からの請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、他の自動車の保険契約等に優先して保険金を支払います。

## 第19条（評価人および裁定人）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額の決定について、当会社と被保険者との間で争いが生じた場合は、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- (2) 当事者は、自己の選定した評価人の費用（注1）を各自負担し、その他の費用（注2）は半額ずつこれを負担するものとします。

## (注1)評価人の費用

報酬を含みます。

## (注2)その他の費用

裁定人に対する報酬を含みます。

## 第20条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

**第20条**  
保険金請求権の発生時期、保険金請求の方法などについて記載しています。

② 人身傷害補償条項に係る保険金	ア. 被保険者が死亡した場合	死亡した時
	イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合	後遺障害が生じた時
	ウ. 被保険者が傷害を被った場合	被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 車両条項に係る保険金	事故発生の時	

(2) 被保険者または保険金請求権者（注1）が保険金の支払を請求する場合は、(1)に定める保険金請求権発生時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の①から⑤までの書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害の額または傷害の程度を証明する書類
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注2）
- ④ 契約自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

(3) 賠償責任条項第12条（費用一対人・対物賠償共通）(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

(4) 被保険者または保険金請求権者（注1）が(2)の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 人身傷害補償条項に係る保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。

(6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、(2)の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

●保険金請求をする際の期日および必要提出書類について記載しています。

●被保険者に保険金請求ができない事情がある場合は、所定の代理人が保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の3親等内の親族
  - (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (注1)被保険者または保険金請求権者  
これらの者の代理人を含みます。
- (注2)交通事故証明書  
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎります。

## 第21条（保険金の支払）

当会社は、被保険者または保険金請求権者（注）が前条(2)の手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払います。

(注)被保険者または保険金請求権者  
これらの者の代理人を含みます。

**第21条**  
**当社が保険金をお支払いする時期について記載しています。**

## 第22条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者（注）が賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
  - ① 損害賠償額の請求書
  - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
  - ③ その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- (2) (1)の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。
- (3) 損害賠償請求権者（注）が(1)の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (4) 当会社は、賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)、同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)または同条(7)の①から③までのいずれかに該当す

**第22条**  
**事故の被害者の方が、賠償責任条項第6条・第8条に基づき、直接請求をされる場合の請求方法、保険金のお支払い方法などについて記載しています。**

る場合には、損害賠償請求権者（注）が(1)の手続をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払います。

(5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、(1)の規定により損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の3親等内の親族

(6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注)損害賠償請求権者  
代理人を含みます。

## 第23条（代位）

(1) 被保険者または保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者または保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、被保険者または保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

(2) (1)の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利行使しません。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、その権利行使することができます。

- ① 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害
- ② 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利により契約自動車を使用または管

### 第23条

当社が保険金をお支払いした場合に、被保険者・保険金請求権者が有する第三者への損害賠償請求権が当社に移転する旨を記載しています。

車両事故の場合、当社は①から⑤の例外を除いて代位取得した権利行使しません。

理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害

- ⑤ 次のア、からク、までのいずれかの業を営む者（注）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

ア. 自動車修理業

イ. 駐車場業

ウ. 給油業

エ. 洗車業

オ. 自動車販売業

カ. 陸送業

キ. 運転代行業

ク. 上記ア、からキ、まで以外の、自動車を取り扱う業

- (3) 当会社が人身傷害補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

- (4) 保険金請求権者は、(3)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(注)次のア、からク、までのいずれかの業を営む者

これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

●人身傷害事故の場合、保険金請求権者が有する損害賠償請求権以外の金銭請求権も当社に移転します。

## 第24条（時効）

保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時效によって消滅します。

- ① 第20条（保険金の請求）(2)に定める手続が行われなかった場合には、同条(1)に定める時
- ② 第20条(2)に定める手続が行われた場合には、当会社が同条(2)の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

**第24条**  
保険金請求権者が保険金を請求することができる期日について記載しています。

## 第25条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合

**第25条**  
事故の被害者の方が、賠償責任条項第6条・第8条に基づき、直接請求をする場合の請求権の行使期限を記載しています。

- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

## 第26条（保険契約者が死亡した場合の取扱い）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (2) (1)の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は代表者以外の法定相続人を代理するものとします。
- (3) (2)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。
- (4) (1)の法定相続人が2名以上である場合には、各法定相続人は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第26条  
ご契約者が亡くなられた場合のこの保険契約の取扱いについて記載しています。

## 第27条（準拠法）

この約款に定めのない事項については、日本国の法令によります。

## <別表 I> 後 遺 障 害 等 級 表

この表は、人身傷害補償条項に使用します。

**表1 介護を要する後遺障害**

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの

注1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注2 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

**表2 表1以外の後遺障害**

等級	後 遺 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの

	<p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p>

	(13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</p>

	<p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの</p>
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すものの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すものの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手のこ指を失ったもの</p> <p>(10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったものの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p>

	(14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のこ指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外貌に醜状を残すもの

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなしま

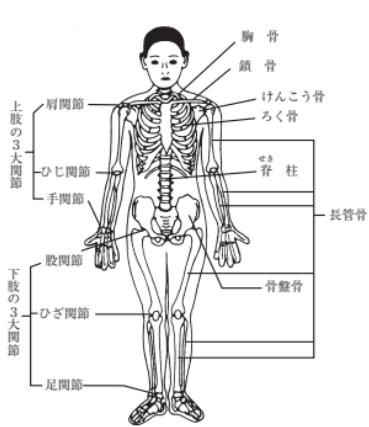
す。

注7 同一事故により、表2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合は、次の①から④までに定めるところによります。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注8 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

### 関節などの説明図



## &lt;別表Ⅱ&gt;契約自動車の入替ができる用途および車種の区分表

契約自動車

新たに取得し、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または契約自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車

自家用普通乗用車
自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
自家用小型貨物車
特種用途自動車 (キャンピング車)

- 自家用普通乗用車
- 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車
- 自家用軽四輪貨物車
- 自家用普通貨物車  
(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- 自家用普通貨物車  
(最大積載量0.5トン以下)
- 自家用小型貨物車
- 特種用途自動車  
(キャンピング車)

注1 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 上記のほか、自動車の用途および車種の区分は、自動車の登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色、自動車検査証（自動車届出済証を含みます。）の記載事項等に基づき当会社が定める区分によるものとします。

## &lt;別表Ⅲ&gt; 短期料率表（保険期間が1年の場合）

既経過期間 または 未経過期間	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

注1 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が1年を超える場合の短期料率は、保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。）ごとの既経過期間または未経過期間に対応する短期料率とし、最終保険年度が1年に満たない場合は、注2によります。

注2 保険期間が1年に満たない場合は、次の数値を短期料率とします。

<u>既経過期間または未経過期間に対応する月数</u>
保険期間に対応する月数

注3 既経過期間、未経過期間および保険期間について、1か月に満たない日数がある場合は、これを1か月とします。

## 第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。

なお、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

損害の種類	支払保険金の額等	
1. 積極損害	(1) 治療関係費	① 応急手当費 応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
		② 診察料 必要かつ妥当な実費とします。
		③ 入院料 原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
		④ 投薬料、手術料、処置料等 必要かつ妥当な実費とします。
		⑤ 通院費、転院費、入・退院費 必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
		⑥ 看護料 原則として、医師がその療養上看護が必要と認めた場合にかぎり、次のア. またはイ. に定めるとおりとします。
		ア. 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合 立証資料等により必要かつ妥当な実費（食費を含みます。）とします。
		イ. 近親者等が看護した場合 (ア) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

		(イ) 医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。 (ウ) 12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付添った場合、1日につき2,050円とします。
	⑦ 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。
	⑧ 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
	⑨ 義肢等の費用	ア. 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 イ. ア. に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。
	⑩ 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。
	(2) その他の費用	上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
2. 休業損害	受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。 なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。 (1) 有職者の場合 次の①から④までの算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。 なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。	

## ① 紹与所得者

【算式】	事故直前3か月間の月例給与等	×	休業損害の対象となる日数
	90日		

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。

イ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に對して現に支給された金額を差し引きます。

ウ. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

エ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

## ② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

【算式】	(事故前1か年間の収入額 - 必要経費) × 寄与率	×	休業損害の対象となる日数
	365日		

ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

## ③ 自由業者

【算式】	事故前1か年間の収入額(固定給を除く) - 必要経費	×	休業損害の対象となる日数
	365日		

ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる者をいいます。

イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力についての算定は「② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

「① 紹与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

【算式】	$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$
------	---

(2) 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

付表IIに基づき計算した金額を基準とします。

なお、被保険者の受傷の態様が重傷（脳挫傷、胸腹部臓器破裂等をいいます。）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割り増します。また、妊婦が胎児を死産または流産した場合は、次の金額を加えます。

妊娠月数	金額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）以上 6か月（24週）以内	50万円
7か月（25週）以上	80万円

## 第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表Ⅰによります。

損害の種類	支払保険金の額等														
1. 逸失利益	後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)に従い、被保険者の区分に応じた計算方法で計算します。														
(1) 用語	逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 収入額</td></tr> <tr> <td>ア. 現実収入額</td><td>事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</td></tr> <tr> <td>イ. 年齢別平均給与額</td><td>付表Ⅰによります。</td></tr> <tr> <td>ウ. 全年齢平均給与額</td><td></td></tr> <tr> <td>② 労働能力喪失率</td><td>付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td></tr> <tr> <td>③ 労働能力喪失期間</td><td>付表VIに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td></tr> <tr> <td>④ ライブニット係数</td><td>労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニット係数は、付表IVによります。</td></tr> </tbody> </table>	用語	① 収入額	ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。	ウ. 全年齢平均給与額		② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	③ 労働能力喪失期間	付表VIに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	④ ライブニット係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニット係数は、付表IVによります。
用語															
① 収入額															
ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。														
イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。														
ウ. 全年齢平均給与額															
② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。														
③ 労働能力喪失期間	付表VIに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。														
④ ライブニット係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニット係数は、付表IVによります。														

(2) 被保険者区分別計算方法

区分	計算方法												
① 家事従事者以外の有職者	<p>次のア、またはイ、のいずれか高い額とします。</p> <p>ア.</p> <table border="1"> <tr> <td>現実 収入額</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数</td> </tr> </table> <p>イ.</p> <table border="1"> <tr> <td>年齢別 平均 給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p> <p>なお、退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。</p>			現実 収入額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数	年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数
現実 収入額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数									
年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数									
② 家事従事者および18歳以上の学生	<table border="1"> <tr> <td>年齢別 平均 給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>			年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数					
年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数									
③ 幼児および18歳未満の学生	<table border="1"> <tr> <td>全年齢 平均 給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数</td> </tr> </table>			全年齢 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数					
全年齢 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数									
④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	<table border="1"> <tr> <td>年齢別 平均 給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>			年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数					
年齢別 平均 給与額	×	労働能力 喪失率	×	労働能力 喪失期間 に対応する ライプニツツ係数									

2. 精神的 損害	後遺障害等級別に次の金額を基準とします。		
	後遺障害等級	父母・配偶者・子の いずれかがいる場合	左記以外
	第1級	2,200万円	1,400万円
	第2級	1,900万円	1,200万円
	第3級	1,500万円	1,000万円
	第4級	950万円	
	第5級	750万円	
	第6級	650万円	
	第7級	550万円	
	第8級	450万円	
	第9級	350万円	
	第10級	250万円	
	第11級	180万円	
	第12級	130万円	
	第13級	90万円	
	第14級	50万円	
3. 将來の 介護料	将来的介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の(1)および(2)に従い、次の算式により計算します。		
	介護料および諸雑費		× 12 ×
			介護期間に対応する ライピニツツ係数
	(1) 別表Iの表1の第1級に該当する後遺障害の場合		
	介護料および諸雑費	1か月につき20万円とします。	
	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Vに定める平均余命の範囲内で決定します。	
	ライピニツツ係数	介護期間（年数）に対応するライピニツツ係数は付表IVによります。	
	(2) 別表Iの表1の第2級、別表Iの表2の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合		
	介護料および諸雑費	1か月につき10万円とします。	
	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Vに定める平均余命の範囲内で決定します。	
	ライピニツツ係数	介護期間（年数）に対応するライピニツツ係数は付表IVによります。	
4. その他 の損害	上記1.から3.まで以外の後遺障害による損害については、将来支出される費用を含み、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライピニツツ係数により控除して認定します。		

### 第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

損害の種類	支払保険金の額等																										
1. 葬儀費	60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。																										
2. 逸失利益	<p>死亡により生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)および(3)に従い、被保険者の区分および年金等の受給の有無に応じた計算方法で計算します。</p> <p>(1) 用語 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 収入額</td> </tr> <tr> <td>ア. 現実収入額</td> <td>事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</td> </tr> <tr> <td>イ. 年齢別平均給与額</td> <td>付表Iによります。</td> </tr> <tr> <td>ウ. 全年齢平均給与額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 生活費</td> <td>被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>③ 就労可能年数</td><td>付表VIによります。</td></tr> <tr> <td>④ ライブニッツ係数</td><td>就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表IVにより、また、平均余命年数に対応するライブニッツ係数は付表IVおよび付表Vによります。</td></tr> </tbody> </table>	用語	① 収入額	ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Iによります。	ウ. 全年齢平均給与額		② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%	③ 就労可能年数	付表VIによります。	④ ライブニッツ係数	就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表IVにより、また、平均余命年数に対応するライブニッツ係数は付表IVおよび付表Vによります。
用語																											
① 収入額																											
ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。																										
イ. 年齢別平均給与額	付表Iによります。																										
ウ. 全年齢平均給与額																											
② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%																
被扶養者の人数	割合																										
なし	50%																										
1人	40%																										
2人	35%																										
3人以上	30%																										
③ 就労可能年数	付表VIによります。																										
④ ライブニッツ係数	就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表IVにより、また、平均余命年数に対応するライブニッツ係数は付表IVおよび付表Vによります。																										

## (2) 被保険者区分別計算方法

区分	計算方法		
① 家事従事者以外の有職者	<p>次のア. またはイ. のいずれか高い額とします。</p> <p>ア.</p> $\left( \boxed{\text{現実収入額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニツツ係数}}$ <p>イ.</p> $\left( \boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニツツ係数}}$ <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。なお、退職後1年を経過していない失業者(定年退職者等を除きます。)については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。</p>		
② 家事従事者および18歳以上の学生	$\left( \boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニツツ係数}}$ <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>		
③ 幼児および18歳未満の学生	$\left( \boxed{\text{全年齢平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニツツ係数}}$		

<p>④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者</p>	$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}$	$\times$	就労可能年数に対応するライブニツ係数
ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。			

### (3) 年金等の受給者

被保険者が年金等の受給者（各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。）である場合には、(2)の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

$\boxed{\text{年金等の額}} - \boxed{\text{生活費}}$	$\times$	$\boxed{\text{死亡時の年齢における平均余命年数のライブニツ係数}} - \boxed{\text{死亡時の年齢における就労可能年数のライブニツ係数}}$
---	----------	---

### 3. 精神的損害

被保険者の属性別に次の金額を基準とします。

被保険者の属性	金額
被保険者が一家の支柱である場合	2,200万円
被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。）	1,600万円
被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
被保険者が上記以外である場合	1,600万円

### 4. その他の損害

上記1. から3. まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齡 平 均 給 与 額	415,400	275,100			
18	187,400	169,600	43	478,300	301,000
19	199,800	175,800	44	482,000	298,800
20	219,800	193,800	45	485,600	296,500
21	239,800	211,900	46	489,300	294,300
22	259,800	230,000	47	492,900	292,000
23	272,800	238,700	48	495,500	291,800
24	285,900	247,400	49	498,100	291,700
25	298,900	256,000	50	500,700	291,600
26	312,000	264,700	51	503,300	291,400
27	325,000	273,400	52	505,800	291,300
28	337,300	278,800	53	500,700	288,500
29	349,600	284,100	54	495,500	285,600
30	361,800	289,400	55	490,300	282,800
31	374,100	294,700	56	485,200	280,000
32	386,400	300,100	57	480,000	277,200
33	398,000	301,900	58	455,400	269,000
34	409,600	303,700	59	430,900	260,900
35	421,300	305,500	60	406,300	252,700
36	432,900	307,300	61	381,700	244,500
37	444,500	309,100	62	357,200	236,400
38	450,500	307,900	63	350,100	236,400
39	456,600	306,800	64	343,000	236,400
40	462,600	305,600	65	336,000	236,500
41	468,600	304,500	66	328,900	236,500
42	474,700	303,300	67	321,800	236,500
			68～	314,800	236,600

付表Ⅱ 傷害による精神的損害額表（隔日以上通院の場合）

(単位：万円)

治療開始日 からの経過 月数	1 か 月 目	2 か 月 目	3 か 月 目	4 か 月 目	5 か 月 目	6 か 月 目	7 か 月 目	8 か 月 目	9 か 月 目	10 か 月 目	11 か 月 目	12 か 月 目	13 か 月 目	14 か 月 目	15 か 月 目以 降
入院の場合	25.2	25.2	25.2	20.2	17.6	15.1	12.6	11.4	10.0	7.6	7.6	6.3	5.0	3.8	3.8
通院の場合 (隔日以上 通院の場 合)	12.6	12.6	12.6	10.1	8.8	7.6	6.3	6.3	5.0	5.0	3.8	2.6	2.6	2.5	2.5

## 〔適用上の注意〕

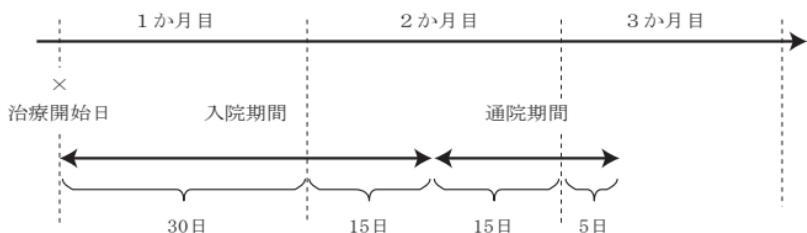
1. 入院期間に対する精神的損害額は、入院期間に対応する上表の額の合計額とし、通院期間に対する精神的損害額は、通院期間に対応する上表の額の合計額とします。ただし、入院期間または通院期間において1か月未満の端日数が生じた月目については、その端日数が生じた月目の上表の額を日割計算します。
2. 通院の場合の上表の額は、通院期間に対して通院実日数（医師による往診日数を含みます。以下同様とします。）が隔日以上の日数である場合の通院の精神的損害額とします。したがって、通院実日数が隔日を下回る日数である場合には、次の算式により通院期間に対する精神的損害額を決定します。

$$\frac{\text{通院期間に応する上表の額の合計額} \times \frac{\text{通院実日数} \times 2}{\text{通院期間}}}{}$$

3. 上表の適用にあたっては、30日を1か月とみなします。

(例) 入院期間45日、通院期間20日、通院実日数5日の場合

(単位：万円)



$$\text{入院期間に対する精神的損害額} = 25.2 + 25.2 \times \frac{45\text{日} - 30\text{日}}{30\text{日}} = 37.8$$

$$\text{通院期間に対する精神的損害額} = \left\{ 12.6 \times \frac{60\text{日} - 45\text{日}}{30\text{日}} + 12.6 \right.$$

$$\left. \times \frac{20\text{日} - (60\text{日} - 45\text{日})}{30\text{日}} \right\} \times \frac{5\text{日} \times 2}{20\text{日}} = 4.2$$

$$\text{精神的損害額} = 37.8 + 4.2 = 42.0$$

付表Ⅲ 勞働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表IV ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

注 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

## 付表V 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	62	61	60	59	58	57
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110歳									
男	1									
女	1									

付表VI 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数

## [1] 18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と 能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可 能年数	ライプニッツ係数	就労可 能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

注 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例）3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年（64年－15年）
- (4) 適用する係数 8.739 (19.119－10.380)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952